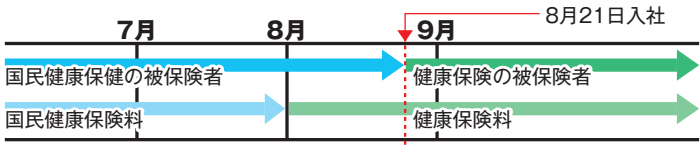


知らなきや損する

就職が決まり、国民健康保険から健康保険に移る場合、保険料はどうなる？



私たちは、生まれてから亡くなるまで、親が健康保険に加入していれば被扶養者として親の健康保険に加入し、社会人になって会社に入社すると会社の健康保険に被保険者として加入、自営業者の場合は国民健康保険の被保険者として加入し、公務員は共済の組合員になるなど公的な医療保険制度に誰もが加入します。

そこで例えば、会社を退職し、健康保険の被保険者から国民健康保険の被保険者になり、その後就職が決まって会社の健康保険に移る場合、保険料の負担はどうなるのかを考えてみましょう。

医療保険制度の保険料は、月末にどの医療保険制度に加入していたかで決まります。つまり月末に健康保険に加入の被保険者なら、健康保険の保険料を負担します。仮に入社日が8月21日で健康保険に加入し、月末に引き続き加入していれば、健康保険の保険料のみを負担します。

つまり国民健康保険料は8月は1日から20日まで加入していたとしても(病気で治療を受けたとしても)、8月の月末が国民健康保険の被保険者でなければ、国民健康保険料を負担する必要はありません(図参照)。

一方で、8月30日に会社を退職する場合、8月31日に健康保険の資格を喪失します。この場合8月31日から国民健康保険に加入すると、8月はわずか1日しか国民健康保険の被保険者ではありませんが、8月分の国民健康保険の保険料を負担することになります。健康保険の保険料も国民健康保険の保険料も月額制で、日割りで計算

はされません。

国民健康保険の保険料や支払回数は、居住地によって異なりますが、金沢市の場合は、年間の保険料は、暫定の保険料(4、5月分)と本年算定の保険料(6～3月分)に分けて計算されます。保険料を計算する際に必要となる前年中の総所得金額等は、6月に確定するため、6月からの保険料は計算された確定した保険料で、4、5月分の保険料は、暫定的に前々年中の総所得金額等を基にして計算され、4、5月分の保険料に過不足があれば、6月分以降の保険料で調整されます。保険料の納付期限は月末なので、8月分の保険料は8月末が納付期限です。

手続きですが、会社をやめた後で国民健康保険に加入する場合、手続きは自分で行います。また、国民健康保険をやめる場合も、居住地の市役所などの窓口で資格喪失の手続きを自分で行います。その際、再就職を理由に就職先の健康保険証を提示するとスムーズに行えます。国民健康保険料を口座引き落としにしている場合、喪失の手続きが遅れると後で還付はされませんが、月末に引き落とされますので、早めに手続きを行いましょう。なお、年金については、就職し厚生年金に加入すると手続きは自動的に行われるので、国民年金の手続きは不要です。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サートファイアドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- **時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- **マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- **退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

